

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 4 1988-6-1

○法廷に出たスクリーン表示の著作権論争（米国）

—— アップル社の主張とマイクロソフト社の反論 ——

- I. アップル社の主張 1
- II. マイクロソフト社の反論 3

○付 録 A.

- マッキントッシュのスクリーン表示とこれに対応するニューウェイブの
スクリーン表示 7

○付 録 B.

- 「アップル社・マイクロソフト社間の1985年11月22日付合意書
（“AGREEMENT”）」の概要 9

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1988
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

法廷に出たスクリーン表示の著作権 論争（米国）

—アップル社の主張とマイクロソフト社の反論—

既に周知の事実と思うが、本年3月17日、米国においてアップル・コンピュータ社がマイクロソフト社とヒューレット・パカード社の両社を相手どって、スクリーン表示及びその基礎となるプログラムについての著作権侵害等を理由とする訴訟を提起した（カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所）。スクリーン表示については、ユーザから見た使い易さなどの視点から、いずれの商品も大同小異の画面に収束していく傾向にあるというのが実情であろう。そのような性質を本質的に内在しているスクリーン表示が、著作権法上どこまで保護されるか、という問題は従来から日本国内でも議論の対象とされてきた大きな問題の一つである。加えて本件訴訟は、本誌第3号で紹介したスクリーン表示とプログラムの各著作権の双方を対象としている点でも興味深い。よって本号では、アップル社の主張と、これに対するマイクロソフト社の反論とを紹介する。

I. アップル社の主張

本件訴訟に関しては、当事者及び関係当事者のキャストからくる問題の重大性などの点で種々の見解が各方面で述べられているようであるが、アップル社が「訴状」の中で述べた公式の主張は、大略以下のとおりである。

(1) アップル社は多大の資金と年月とを投じて次のプログラム：

Macintosh Finder 1.0

MacDraw 1.7

MacPaint 1.0

MacProject 1.0

Macintosh ROM

Macintosh Plus ROM

及び、これらプログラムが出力する次の各一連のスクリーン表示：

Lisa

Macintosh Finder (Lisaの二次的著作物)

LisaDraw

MacDraw (Lisa Drawの二次的著作物)

MacPaint

Lisa Project

Mac Project (Lisa Projectの二次的著作物)

の各々を創作した。

- (2) 前記によってアップルが開発したプログラム等（アップル社は、訴状の中で、これらを総称して「マッキントッシュの視聴覚著作物」と定義している）は、マッキントッシュを指称するシンボルとして広く認識されており、またその高い商品性の故にマッキントッシュの人気を世界的なものとした。
- (3) アップル社とマイクロソフト社間にはライセンス契約があるが（SOFTIC注：本件訴訟提起の時点でも有効に契約が存続しているか否かは、訴状からは不明である）、マイクロソフト社が“Windows 2.03”を作成した行為は、アップル社が上記契約で付与した許諾の範囲を越えている。
- (4) マイクロソフト社は、“Windows 2.03”の開発にあたって「マッキントッシュの視聴覚著作物」をコピーし、改版しているが、これらの行為はアップル社の著作権を侵害している。また、“Windows 2.03”のスクリーン表示は、「マッキントッシュの視聴覚著作物」の違法なコピー、或いは許諾を得ずに作成された二次的著作物である。
- (5) ヒューレット・パッカード社は、マイクロソフト社から上記（違法な）

“Windows 2.03”の使用許諾を得て“New Wave”を開発したが、この“New Wave”は、アップル社の明示の拒絶にも拘らず「マッキントッシュの視聴覚著作物」を内部に取り込んでいる。これはアップル社の著作権を侵害する行為である。また、“New Wave”のスクリーン表示は、「マッキントッシュの視聴覚著作物」の違法なコピー、或いは許諾を得ずに作成された二次的著作物である。

- (6) マイクロソフト社もヒューレット・パカード社も、共に「マッキントッシュの著作物」へアクセスしている。
- (7) マイクロソフト社は、上記の(3)及び(4)の侵害行為を犯した他、“New Wave”の開発に助力・支援することによってヒューレット・パカード社の侵害行為にも加担した。
- (8) 両被告の行為は、上述した著作権侵害に該当するだけでなく、不正競争を禁止したカリフォルニア州法にも違反する。

以上がアップル社が訴状で述べた主張の骨子である。

参考までに、“New Wave”のスクリーン表示とマッキントッシュのスクリーン表示との類似性を示す資料としてアップル社が訴状に添付した彼此の比較写真の一部を付録として末尾に添付する。

なお、アップル社が提起した訴訟はいわゆる「本裁判」であって、「仮処分申請」ではない。

II. マイクロソフト社の反論

アップル社の前記主張に対して、マイクロソフト社は大略以下のような答弁書を裁判所に提出した模様である（SOFTICは答弁書を入手していない。）

- (1) アップル社が、プログラムやスクリーン表示を「マッキントッシュの視

「聴覚著作物」なる語で定義（前示 I. (2)）したのは次の点で不当である。

- (イ) スクリーン表示のみならずプログラム（言語の著作物）も含んでいる。
 - (ロ) マッキントッシュ用のみならずリサ用も含んでいる。
 - (ハ) 関係者に先入観・混同を与えようとする意図がうかがえる。
- (2) 本件で対象となっているスクリーン表示は、アップル社の創作（オリジナル）ではない。
- (3) 本件で対象となっているアップル社のスクリーン表示は、“ありふれた表現”であって何らの特徴的な要素をも含んでいないから著作権で保護され得ない。
- (4) 本件でアップル社が保護を求めているのは「スクリーンへの機能的な表示方法、及びその技術」であり、これは「アイデア／表現」におけるアイデアに該当する。よって著作権法の領域の問題ではない。
- (5) アップル社のスクリーン表示と“Windows 2.03”のそれとの間には「実質的類似性」が無い。
- (6) マイクロソフト社は1982年、アップル社とライセンス契約を締結し、マッキントッシュ用に次のプログラムを開発した。
- (イ) スプレッドシート用プログラム
 - (ロ) データベース用プログラム
 - (ハ) ビジネス・グラフィックス用プログラム
- そうして、これらプログラム、及びこれらが生成するスクリーン表示の権利は前示ライセンス契約によってマイクロソフト社に帰属することになっていた。従って、それらの権利がアップル社に帰属するとの同社の主張は誤っている。

（SOFTIC注：前記 I. (3)のライセンス契約と、本号でいうライセンス契約とが同じか否かについて、SOFTICは知らない。I. (3)のライセンス契約は、

恐らく次項で述べる「合意書」のことかと思うが、確証はない。)

- (7) 前項に述べたライセンス契約に関してマイクロソフト社とアップル社間で紛争が生じ、1985年に両者間で「合意書」が締結された。

合意書においてアップル社は

(イ) (本件の対象となっている) アップル社のスクリーン表示の利用をマイクロソフト社に許諾し、

(ロ) Windows 1.0 に関して保有し得べきアップル社のすべての権利を放棄した。

- (8) Windows 2.03のスクリーン表示は、Windows 1.0のそれと事実上同一であり、前項合意書を逸脱していない

- (9) 前記(7)合意書は、“Windows”が改良されることを予定していた。従ってWindows 2.03のような商品の開発は合意書の許容範囲内の行為である。

マイクロソフト社は、以上のようにアップル社の訴状に答弁した他、更に次のような反訴請求を行ったようである。

- (10) アップル社がマスコミ等を通じてマイクロソフト社の違法性を公言する等の行為は、1985年に締結した前記(7)合意書の違反である。

- (11) マスコミ等を利用して行っているアップル社の言動は、マイクロソフト社への業務妨害である。

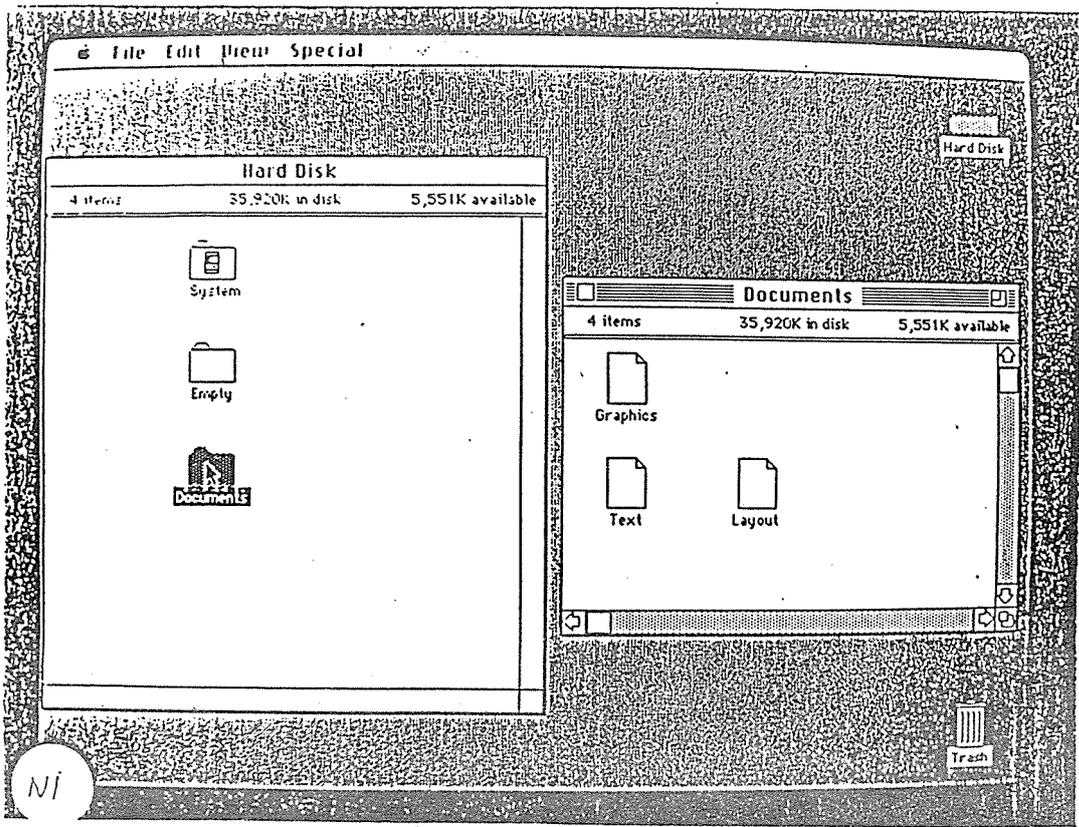
- (12) アップル社の一連の行為は、自社競合ソフトの出現を阻止しようとする意図の下で行われている。

以上の反訴請求の他、マイクロソフト社はWindows 2.03の権利の帰属等に関して法律関係を明確にするため、裁判所に対して確認判決の申立てをも行っているとのことである。

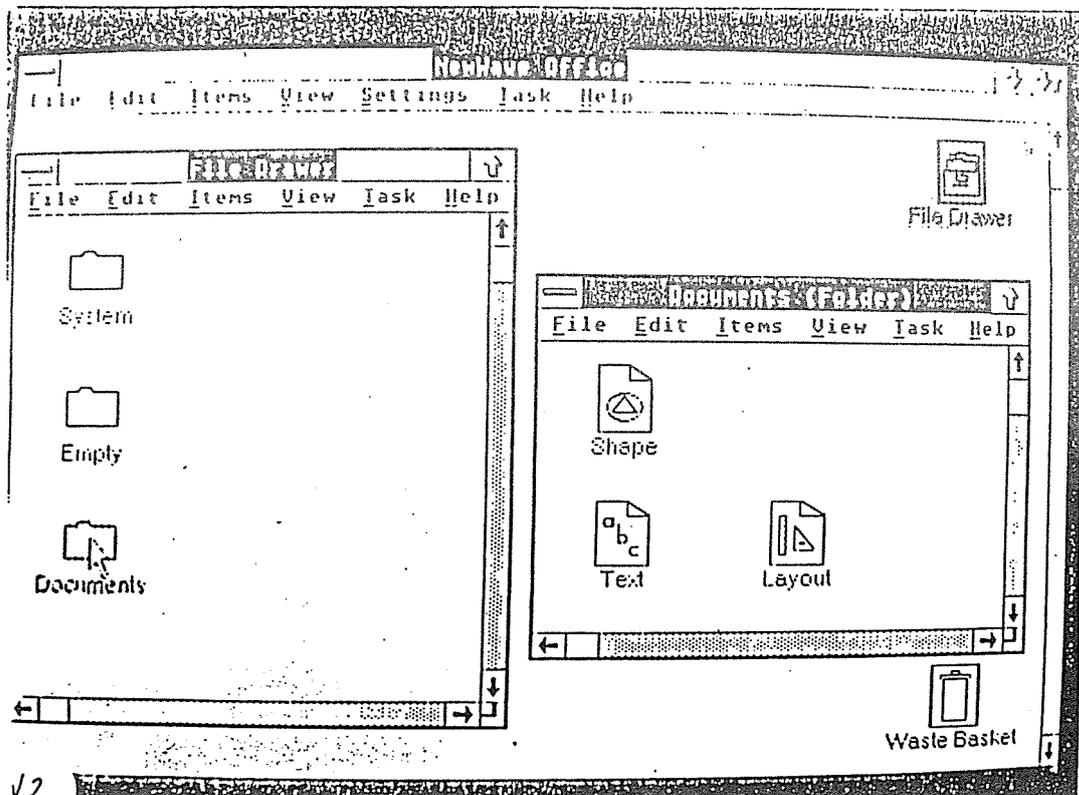
ヒューレット・パカード社側の対応については、SOFTICは未だ何の情報も入手していない。

前記(7)の「合意書」の骨子を付録として末尾に紹介する。

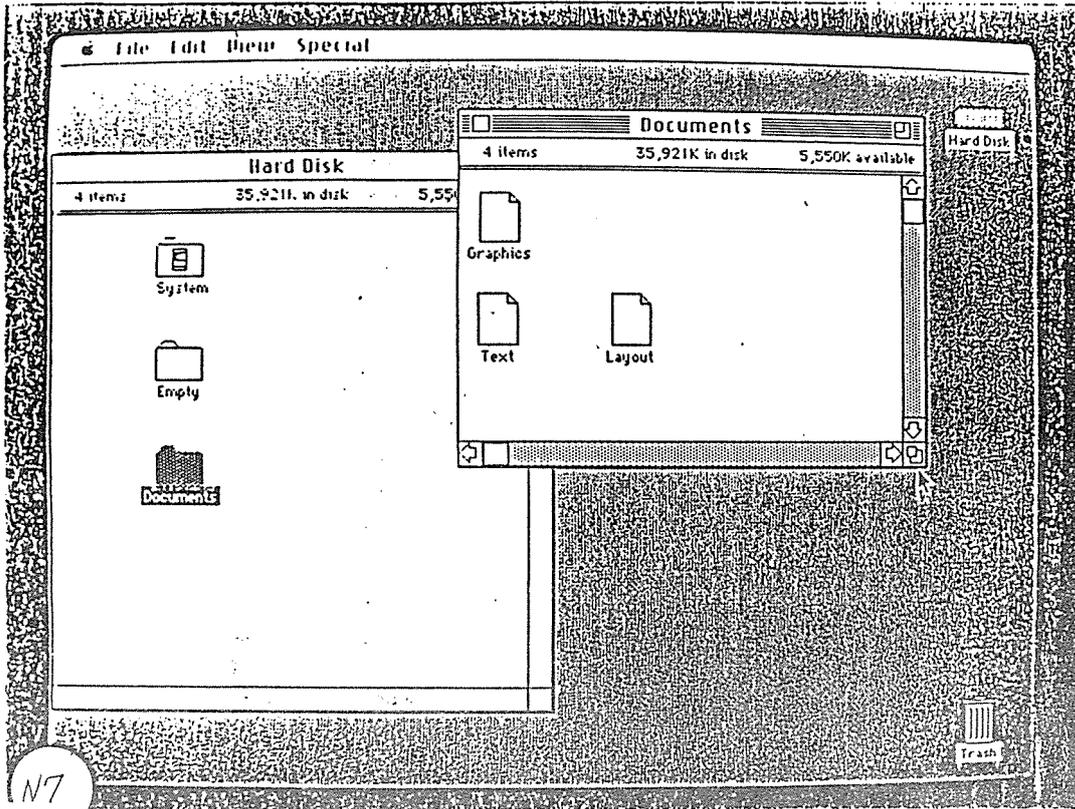
付録A.



(マッキントッシュのスクリーン表示)

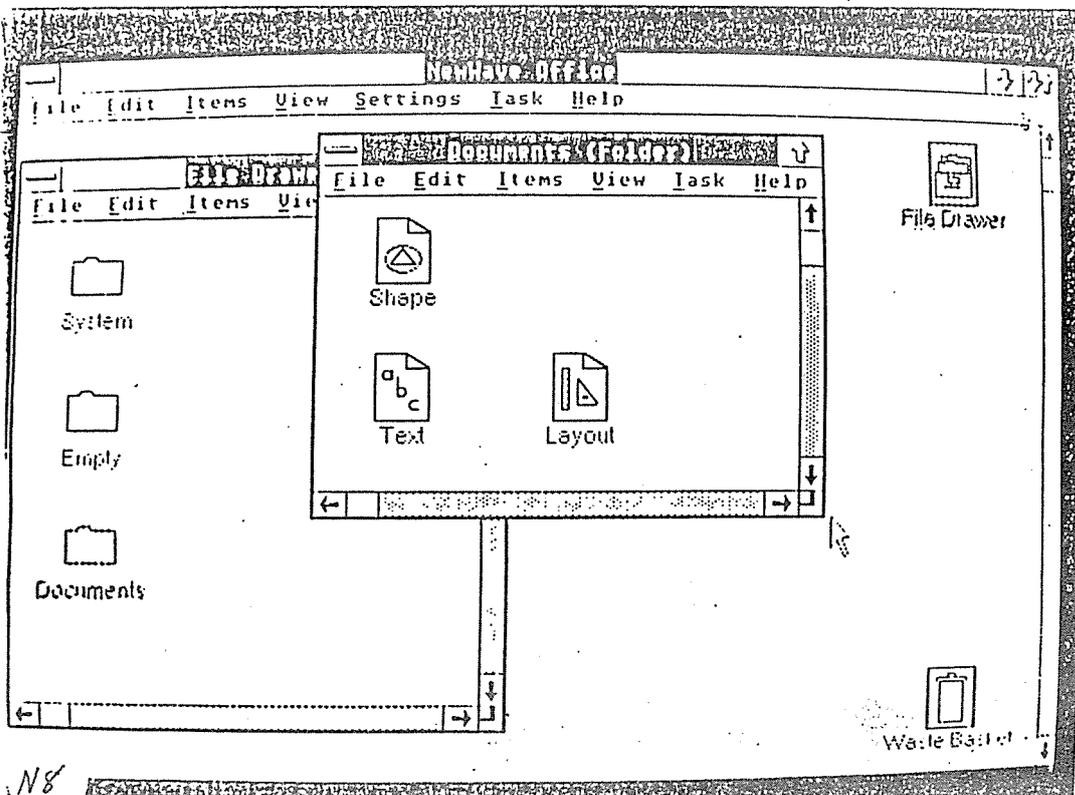


(上記に対応するニューウェイブのスクリーン表示)



N7

(マッキントッシュのスクリーン表示)



N8

(上記に対応するニューウェイブのスクリーン表示)

付録B.

「アップル社・マイクロソフト社間の1985年11月22日付合意書（“AGREEMENT”）」の概要

1. Microsoft Windows Version 1.0, 同Multiplan, 同Chart, 同File, 同Excel, 同Wordの権利帰属について両社間に紛争があり, その解決を目的として本合意書を締結すること。
2. 前項記載のプログラムが生成するスクリーン表示をマイクロソフト社が将来開発するプログラム（“Excel”に類似するプログラム等を除く）中で利用することを, アップル社は無償で許諾する。
3. 前項の許諾を受けてマイクロソフト社は, 第1項記載のプログラムが生成するスクリーン表示が, アップル社のリサ及びマッキントッシュのスクリーン表示の二次的著作物であることを承認する。
4. マイクロソフト社は, 第1項記載のプログラム中“Word”の改良・機能追加その他の改版を, 合意書添付の仕様に従って, 且つなるべく1986年七月31日迄に, 完了する。
5. アップル社は, 本合意書によって留保した権利を除き, “Windows 1.0”に関するすべての権利を放棄する。
6. マイクロソフト社は, 同社が“Windows”の一部として新たに開発するスクリーン表示の利用を, 無償でアップル社に許諾する。